(iii) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、復旧段階において、事故の収束後も実施する。詳細は第4(2)に記す。

今後、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方については更なる検討を行う必要がある。

(7)

原子力災害時における医療体制の整備

原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の考え方が必要となる。すなわち、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮し、被災者等に施す医療のコントロールを行い、緊急事態に適切な医療行為を迅速、的確に行うことが必要となる。そのためには、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。

さらに、原子炉施設等立地道府県のみならず、その他の原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）も含めた広域の医療機関が、原子力災害時には連携して対応できるようにしておくことが重要である。

また、原子力災害医療の特殊性の一つとして、その実践には、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが必要である。

なお、長期の健康管理に備え、内部被ばく線量等の測定結果を蓄積し、管理できる体制を整備しておくことも重要である。

① 原子力災害医療の実施体制

国及び立地道府県等は、上記の役割を担う医療機関等を組み込んだ原子力災害医療体制を整備する必要がある。

(i) 国

・国は、次に示す医療機関等の要件（以下「施設要件」という。）を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図ること。

⮟ 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」（以下「拠点病院」という。）

⮟ 原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」（以下「協力機関」という。）

⮟ 拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」

⮟ 平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う「原子力災害医療・総合支援センター」

⮟ 拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」

・国は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定を行うこと。また、おおむね三年ごとに、指定された高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に合致するか否かを確認すること。さらに、他の医療機関等が施設要件を満たす場合には、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。

(ii) 立地道府県等

・立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、おおむね三年ごとに、拠点病院及び協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認すること。

・立地道府県等は、あらかじめ拠点病院等の役割を決めておくとともに、拠点病院や協力機関間等との相互の通信手段、搬送手順等について個々の地域の特殊性を考慮して確認しておくこと。

・立地道府県等は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等の医療関係者を原子力災害医療調整官とし、原子力災害医療調整官を長とする複数者からなるグループを組織して立地道府県等が設置する災害対策本部内に配置すること。

・立地道府県等は、原子力災害医療調整官が立地道府県等の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築しておくこと。

・立地道府県等は、被ばく医療専門の医師が遠隔から指示することが可能な体制を整備すること。

・立地道府県等は、原子力災害医療に必要な基本的な資機材・設備の整備を行い、点検・校正ができるようにすること。

・立地道府県等は、避難退域時検査等に関しては、緊急時に多数の要員を必要とすることから、平時より緊急対応体制を構築すること。

(iii) 原子力事業者

原子力事業者は、事業所内で発生した傷病者に対する初期対応等を行えるようにしておくこと。

② 原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練等

原子力災害医療には、次の要点を踏まえた研修、訓練等を組み込む必要がある。

(i) 国

・立地道府県等又は拠点病院が行う、原子力災害医療に関する基礎的な研修や、複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修についての研修カリキュラムや研修資料の作成、当該研修を行う講師の養成等により支援をすること。

・基礎的及び実践的な研修にかかる資料等については、定期的に見直しを図ること。

・全国の医療関係者等に対する研修体制も考慮すること。

(ii) 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター

・原子力災害医療に関する専門的な研修を実施すること。

・国、立地道府県等、拠点病院等が行う研修・訓練に対し、適切な講師を派遣すること。

(iii) 立地道府県等

・立地道府県等内の原子力災害医療に関係する者に対して、基礎的な研修を実施すること。

・立地道府県等内の原子力災害医療に関係する者に対して、実践的な研修・訓練を実施すること。

・原子力災害時に被災者への対応に当たる者に対して心のケアやリスクコミュニケーションに関する教育・訓練を行うこと。

(iv) 拠点病院

・立地道府県等内の協力機関の職員等に対する基礎的な研修を定期的に実施すること。

③ 安定ヨウ素剤予防服用の体制

(i) 安定ヨウ素剤の予防服用について

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておくことが必要である。